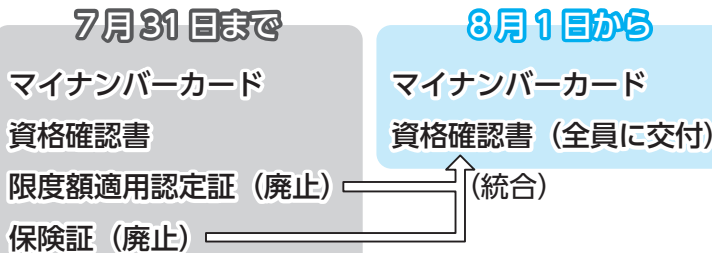


後期高齢者医療制度のお知らせ

問合先
保険年金課医療年金係 ☎ 35-4201

保険証、資格確認書、限度額適用認定証が変わります

現在使用している、水色の保険証、黄緑色の資格確認書、橙色の限度額適用認定証、が令和7年7月31日に有効期限を迎えます。8月以降は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）または7月下旬までに送付する資格確認書を提示することで、これまで通り受診できます。なお、新しい資格確認書は、マイナンバーカードの保有状況にかかわらず、令和8年7月末までの暫定的な運用として全員に交付します。



資格確認書に限度区分などを併記できます

資格確認書には、申請することで次の①から③を併記することができます。なお、過去に、限度額適用・標準負担額減額認定証、や、限度額適用認定証、が交付されていた方は、①②は既に記載されています。

- ①限度区分、限度区分の発効期日
- ②長期入院該当日
- ③特定疾病区分、特定疾病区分の発効期日



限度額適用認定証がなくなり、資格確認書に記載できるんだね

資格確認書

令和7年度の保険料

保険料の計算方法（年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算）

$$\begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{【1人当たり保険料】} \\ 52,953 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(令和6年中の所得 - 最大 43万円)} \times 11.79\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{1年間の保険料} \\ \text{【賦課限度額 80万円】} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{array}$$

※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

均等割の軽減（年額）

均等割は、被保険者と世帯主の所得によって軽減される場合があります。

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下の世帯	7割	15,885円
43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下の世帯	5割	26,476円
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下の世帯	2割	42,362円

- 65歳以上の方の公的年金所得については、さらに15万円を控除した額で判定
- 給与所得者などとは、次のいずれかに該当する方
 - ▶ 給与などの収入額が55万円を超える
 - ▶ 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）または125万円（65歳以上）を超える

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の加入時に被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割が掛からず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減されます。

※被用者保険とは、協会けんぽなど主に会社員が加入する健康保険のことで、市の国民健康保険は含まれません。